

「JIS S 0021-3 包装－アクセシブルデザイン－情報及び表示」の発行について

公益社団法人 日本包装技術協会
JIS 原案作成委員会

Publication of “Packaging—Accessible design—Information and marking”

JIS S 0021-3 is a standard to achieve an accessible design in packaging, regarding to “Information and marking and evaluate methods for anyone in easiry, including elderly and disabled, to use packaging”.

JIS S 0021-3 was published on February 20, 2020 as a identical standard of the related international standard ISO 19809 “Packaging—Accessible Design—Information and marking.

はじめに

現在、先進国を中心に高齢化が進み、文化水準の高揚とともに障害者への配慮も行われるようになってきた。

このような中で、2017年11月に制定されたISO 19809 包装－アクセシブルデザイン－情報及び表示は、包装におけるアクセシブルデザインを達成するため日本から提案した「消費者包装に用いられる情報及び表示に求められる要求事項」に関する国際規格であり、包装、容器の設計者、開発者にとって有益な規格である。この国際規格を国内でさらに普及させるため、ISO 19809をもとにJIS（日本産業規格、以下JISという）規格を新たに制定し、消費者向け商品の取扱いを安全、かつたやすくするための情報、表示のさまざまな手法を示し、これらが包装設計に生かされることは、人々の包装へのアクセシビリティを高めることとなり社会的にも意義深いことと考えられる。

以下、簡単に、JIS S 0021-3が制定に至った経緯、規格作成時の課題及び規格の構成を紹介する。

1. 包装におけるアクセシブルデザイン規格の経過

これからの社会では、国際的に高齢化が進むとの共通認識から国際的な基準づくりが認識され、ISO/COPOLCO（消費者政策委員会）で規格設定に向けての検討が開始され、その後、ISOを舞台にし規格作成が行われた結果、2001年11月にISO/IECガイド71 Guidelines for standards developers to address the needs of older persons and persons with disabilities（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針）が発行された。

この規格は、一つ一つの製品に関する規定はしていないが、消費者に提供する製品、サービス及び生活環境に関するあらゆる規格を作成・改定する時に高齢者・障害者に配慮すべき事項を明確化した規格である。そこでは、人間工学、アクセシブルデザイン、支援技術、福祉機器、機能障害、ユーザビリティ、代替様式等の用語が定義されている。

また、この規格では、高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格の実現方法として①修正・改造することなくほとんどの人が利用

できるように製品、サービス及び生活環境を設計する。②製品又はサービスをユーザーに合わせて改造できるように設計する（操作部の改造等）。③規格の採用によって、障害のある人々向けの特殊製品との互換性を持たせ、相互接続を可能にすると示されている。

その後、2014年にISO/IECガイド71はGuide for addressing accessibility in standardsとして改正されたことに伴い、JIS Z 8071（規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針）が国際規格に対して技術的内容を変更することなく平成29年1月に発行された。

このISO/IECガイド71の考え方に沿って、包装設計の質を向上させるため、包装におけるアクセシブルデザインの全体構造を理論的に示した国際規格が、2011年7月にISO 11156, Packaging - Accessible design - General requirementsとして発行され、これを国内に普及させる目的で、ISO 11156を忠実に翻訳した規格がJIS S 0021:2014（包装-アクセシブルデザイン-一般要求事項）が発行された。これが包装におけるアクセシブルデザインのJIS化の嚆矢となった。

引き続き、包装及び包装設計の質を向上させるため包装における開封性を対象に、ISO 17480:2015 Packaging - Accessible design - Ease of opening（包装-アクセシブルデザイン-開封性）が2015年3月に発行された。これもまた、国際規格の技術的内容を変更することなくJIS S 0021-2:2018（包装-アクセシブルデザイン-開封性）として発行し、それと同時にJIS S 0022:2001（高齢者・障害者配慮設計指針-容器・包装-開封性試験方法）を廃止した。

その後、さらに包装分野のアクセシビリティを高めるため、すべての人々が対等な立場で、商品を使用しかつ購入できるよう情報及び表示に関する配慮すべき事項を示すためにISO 19809 Packaging - Accessible design - Information and marking（包装-アクセシブルデザイン-情報及び表示）が2017年11月に発行され

た。本事業は、今までの（包装-アクセシブルデザイン）の規格開発と同様にこのISO 19809を国内に普及させる目的で、JIS原案作成を進めた。

2. 制定までの経緯

ISO 19809の制定にあたって、日本がコンビナを務めた。そのため、この国際規格を国内に普及させるとともに、包装設計過程において、適切に情報及び表示方法を設計し評価するためのガイドラインとしてJIS制定の必要性があるとの考えに基づき、平成30年7月に公益社団法人日本包装技術協会は、新たなJISを作成するためJIS原案作成委員会を設置した。なお、この委員会には包装設計及び包装のユーザビリティに精通した実務の人材を配置し、原案作成の審議にあたった。

3. 審議にあたり問題となった事項

JIS原案作成にあたっては、包装に施す情報及び表示に関して人間の機能障害に対する解決策が国際的に共通し、かつ体系的理解が必要であるためISO 19809:2017に忠実な翻訳規格とした。

規格審議の過程での主な審議点は以下のとおりである。

a) 規格理解のための翻訳について

ISO 19809の規格本文及び附属書に使用された用語、言いまわしが専門的なため一般の包装設計者に理解されやすい平易な表現に変えること。また、専門的な用語について、関係する委員の意見を参考に、充分議論を重ねつつ注意を払って翻訳した。

b) 人間の機能障害について

何らかの障害のある消費者に対し、包装に用いる表示及び情報を与える際、障害の種類及びそれらの障害によって引き起こされる日常生活上の問題を理解することは不可欠であるため、附属書Aにおいて、障害の分類、その種類及び包装において生ずる問題点を整理しているが、そこでの用語の使い方及び問題点の整理には注意を払った。

c) すでに発行されている関係規格との統一性

について

包装－アクセシブルデザインにおいて、すでに JIS S 0021:2014 (包装－アクセシブルデザイン－一般要求事項) 及び JIS S 0021-2:2018 (包装－アクセシブルデザイン－開封性) が発行されている。これらで規定されている内容と本規格で共通している箇所も多いため、規格相互で理解に違いが生じないようできるだけ共通した表現にした。

以上の課題を踏まえ、専門委員の間で、個々の翻訳及び技術的な解釈を行った。

4. JIS S 0021-3「包装－アクセシブルデザイン－情報及び表示」の概要

JIS S 0021-3の概要は以下のとおりである。

a) 包装に用いられる情報及び表示のアクセシビリティを高めるための設計上の配慮事項

多様な使用者及び使用状況において、共通して必要な包装に施す情報及び表示に対する配慮事項を規定するとともに、人間の能力及び特性によって必要とされる設計上の配慮事項について、人間の障害（視覚、聴覚、触覚、身体、認知機能）に固有の設計上の配慮項目を示している。それと同時に、さまざまな配慮が包装設計に反映されるように開封、使用、保管、廃棄の各段階別に必要な設計留意点を紹介している。

b) 包装に用いられる情報及び表示の評価

包装に施す情報及び表示の評価にあたって、定量化されたデータを得るため計測機器を用いる評価とともに、パネル試験など使用者の感覚的、身体的、認知的側面を評価する社会心理学的手法（アンケート、インタビュー等）も重要であることを示している。

c) 適合化

規格の全要求事項を満たすことによって、この規格に対して適合となるが、この規格の要求事項を満たしていることを決定するために、包装設計時に用いた手順を明記しなければならない。その手順は附属書 D が参照になる。

d) 附属書

附属書はいずれも参考で、附属書 A では、ISO/IEC ガイド 71 に基づき、障害の種類及びそれらの障害によって引き起こされる日常生活上の問題又は不都合を示している。附属書 B では、関係規格で規定した触覚表示の適切な大きさ、高さ等の寸法、附属書 C では、包装設計する際の自己採点用の配慮事項に対するチェックリスト、附属書 D では、この規格の適合するための手順書である。

5. 懸案事項

本規格は、高齢者並びに感覚的、肉体的及び認知的機能の低下している人々はもちろん、すべての人がお互いにそご（齟齬）なく商品選択できるようにするため包装に施す情報及び表示に関する考慮事項について規定したものである。将来的には、さらに包装に関してアクセシブルデザインの考えは進展するであろうし、今後、対象範囲を広げた国際規格の制定又は改正が行われるものと考えられる。それに伴い、日本における高齢者・障害者配慮設計指針に関する規格の再編もまた俎上に上がることとなろう。

現在、国内では、高齢者・障害者の規格群として、JIS S 0022-3 (高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器－触覚識別表示)、JIS S 0022-4 (高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器－使用性評価方法) 及び JIS S 0025 (高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器－危険の凸警告表示－要求事項) がある。一方では、国際的に共通し、しかも人間工学に基づいて体系的に包装におけるアクセシビリティを示した、一連の「包装－アクセシブルデザイン」に関する JIS の規格群が並立している。今後、これら「高齢者・障害者配慮設計指針」規格群について「包装－アクセシブルデザイン」との関係を検討し、規格の構成を再整理することが必要と思われる。

最後に、改めて原案作成に関係した委員の方々に感謝申し上げる次第である。

(執筆者 平井純一)